

令和元年度 岐阜市障害者総合支援協議会 専門部会 実施報告

◆第5回

日時	令和元年10月21日(月) 午後3:30~5:00 場所:市役所 大会議室
テーマ	居住支援について
参加	関係機関(5か所) 相談支援事業所等(13か所) 基幹相談支援サテライト(4か所) 市役所等関係部署(5か所) 計: 27か所(32名)
議事内容	障がい者が住み慣れた地域で生活するためには、住む場所等の暮らし方の選択が重要。親元からの自立あるいは‘親亡き後’に向けて、共同生活援助や宿泊型自立訓練等の障害福祉サービスの利用だけでなく、一般住宅での生活を希望する障がい者もいるが、保証人がいない等の理由で入居が困難な場合もある。居住に課題を抱える障がい者等(住宅確保要配慮者)に対して、平成29年10月には「新たな住宅セーフティネット制度」も制定された。今回は、居住支援に関わる機関の支援の取り組みを共有し、相談支援の役割等について協議を実施した。
成果	居住支援法人の取り組みについて理解を深め、相談支援の役割を考える有意義な時間になった。 相談支援専門員はグループホームや入所施設の調整という視点を持っていることが多いが、アパート等の賃貸住宅を借りるという行為の支援に関しては苦手意識が多かった。相談支援専門員が居住支援法人の役割について理解を深め、障がい者が「一人暮らしをしたい」と希望する場合等にアパート等を借りるとい分野において連携できると分かり、支援の視点の幅を広げることができた。ただしその際には、相談支援専門員が本人の希望だけでなく、本人の強みや地域で必要な支援等について適切にアセスメントを実施することが求められる。 今回を機に、相談支援専門員と居住支援法人それぞれの強みを生かし、連携することで障がい者の居住支援を充実させていけるとよい。

◆第6回

日時	令和元年11月28日(木) 午後3:30~5:00 場所:市役所 大会議室
テーマ	精神障がい者の退院後支援体制について
参加	精神科医療機関(5か所) 訪問看護事業所(6か所) 関係団体・機関(2か所) 基幹相談支援サテライト(3か所) 市民健康センター(3か所) 計: 19か所(22名)
議事内容	精神障がい者が退院後、どの地域での安心して生活するためには、必要な医療等の包括的な支援を継続的に受け、社会福祉の促進及び自立と社会経済活動への参加促進ができるよう、関係機関が連携して支援していくことが必要となる。 本専門部会では、実際に退院後支援計画を基に退院後支援を実施した事例を通じて、各機関それぞれの役割や今後の連携の在り方について協議した。
成果	「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン(概要)」や「岐阜県措置入院者退院後支援実施要綱」について説明することで、各機関が退院後の医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援の必要性や行政の動き方について理解することができた。 グループワークにおいて、各関係機関ができることなどを情報交流し、役割について確認することができた。また、退院支援の事例を基に話し合うことで、実際にどのタイミングでどう連携を取るのか、どのようなサービスにつないでいけるといいのか等、具体的にイメージをもつことができた。

◆第7回

日時	令和元年12月26日(木) 午後3:30~5:00	場所:市役所 大会議室
テーマ	障がい者虐待防止について(非公開)	
参加	関係機関・団体(8か所) 関係法人(4か所) 相談支援事業所(14か所) 基幹相談支援サテライト(4か所) 計:30か所(30名)	
議事内容	岐阜市における今年度の障がい者虐待相談事業の進捗状況の報告および各関係機関における障がい者虐待の防止に関する取組等の報告と、実際の事例を元に意見交流を実施し、今後の虐待防止ネットワークの構築や早期発見・普及啓発等について、各関係機関の役割の確認と連携方法について検討することを目的として実施。 ※本専門部会は進捗状況等の個人情報の取り扱いがあることから非公開として実施。	
成果	障がい者虐待防止および相談等の対応について、各関係機関からの役割や取り組みと、必要に応じて関係機関で連携しながら対応している現状を共有できた。さらに実際の事例を通じて、各関係機関の具体的な対応について認識を深め、連携の必要性・方法について検討できた。虐待の判断や相談・通報に迷うこともあるだろうが、虐待防止・早期発見のためには、各関係機関における日々の支援および連携が大切であることを再認識できた。	

◆第8回

日時	令和2年1月16日(木) 午後3:00~6:00	場所:市役所 大会議室
テーマ	【研修】障がい者虐待防止研修(事業所職員対象)	
参加	岐阜市内の障害者支援施設、共同生活援助事業所、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所、就労定着支援事業所、療養介護事業所、短期入所事業所及び障害児通所支援事業所において現に直接支援に携わっている職員 計:37名	
議事内容	今回の研修は、管理的な立場にある方を対象とした障害者虐待に関する研修はあるが、直接支援に携わっている事業所職員を対象とした研修が少ないという声をうけ、直接支援に携わっている事業所職員が障がい者虐待について考え、話し合うことで、自身の支援を見つめ直すきっかけにしてもらうために実施した。	
成果	研修前半では、岐阜県権利擁護センター講師より、厚生労働省が作成した職場内研修用冊子を用い、「障害者虐待防止法の趣旨」をはじめ、「支援者にも虐待の通報義務がある」「通報はすべての人を救う」等の支援者が日常的に虐待防止の目線を持つ必要があることを講義していただいた。 研修後半は、基幹相談支援サテライトの進行により、事例を基にどのような行為が虐待にあたるのか等をグループワーク形式で考え、話し合いを行った。研修後のアンケートでは「他の事業所種別の方と意見交流することで新たな発見ができた」「日々意識することが大切だと知った」「職場で問題提起したい」等の意見が多く寄せられた。 本研修で直接支援に携わる方に障がい者虐待について知ってもらい、考えてもらうことで日常の支援を見つめ直してもらい虐待防止につながるいい機会となった。	

◆第9回

日時	令和2年2月18日(火) 午後2:00~3:00	場所:教育研究所
テーマ	障がい児支援と学校との連携について	
参加	岐阜市内中学校(23か所)、小学校(47か所)、市立幼稚園(2か所)、放課後等制サービス事業所(20か所) 計:92名	
議事内容	障がい児の支援において教育と福祉の連携は不可欠であり、一層の連携が求められている。昨年に引き続き、岐阜市教育委員会学校指導課と岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”と共同で、岐阜市内の小・中学校の特別支援コーディネーター研修の一環として開催した。小・中学校と放課後等デイサービス事業所(以下事業所)が連携して支援している事例を共有し、現状やどのように連携するとよいのかを意見交流を通じて検討した。	
成果	学校と事業所の支援内容や現状の課題について情報共有した。児や保護者へのよりよい支援についての思いを共有し、連携して支援していく必要性について話し合い、今後の具体的な支援についても検討できた。学校と事業所から「他の学校の取り組みを知ることができた」「事業所の具体的な支援内容を知ることが児や保護者への支援につながり、とても有用であった」「学校は忙しそうと遠慮していたが、もっと働きかけをしたい」「支援計画を定期的に交流したい」「学校や事業所に出向いてみたい」という前向きな意見交換ができた。家庭・教育・福祉で連携し、継続的に検討していく必要があるという認識は同じであり、このような場を継続する希望の声が多かった。関係機関の連携を強化し、今後の支援に生かすとともに、切れ目のない支援体制を整えていきたい。	